

## 目黒川安全航行啓発イベントの実施について

桜の時期に引き波や騒音を立てながら航行するなどマナーを守らない船への対策として、昨年に引き続き「目黒川安全航行啓発イベント」を以下のとおり実施する。

### 1. 実施概要

- ・ 実施日時：平成30年3月31日(土)、4月1日(日)
- ・ 実施主体：目黒川航行マナー向上委員会（協力：警視庁、海上保安庁）

### 2. 対策の内容

- ・ 河川占用による航行制限（区内の目黒川全域）
- ・ イベントの参加者は、事前に区に申請し航行マナーを確認したのち、専用旗やステッカーを掲示し航行
- ・ 航行ルール・マナーの遵守を促す横断幕の設置



専用旗

### 3. イベント周知方法

区ホームページに案内を掲載するとともに、舟運関係事業者団体へ別紙のチラシを送付する。



昨年の啓発活動状況（目黒川河口付近）



平成28年度航行状況

# 目黒川安全航行啓発イベント

を実施します

航行制限にご協力下さい



**実施日**：平成30年3月31日(土)、4月1日(日)

**実施時間**：午前9時から午後5時まで

**実施区間**：目黒川全域(品川区)  
※昭和橋上流から品川区境まで

**実施主体**：目黒川航行マナー向上委員会  
(事務局：品川区)

**航行制限対象**：事前申請のない全ての船舶等



事前申請のない全ての船舶等の目黒川の航行を制限します。

## 申請方法

◎ イベント期間中に目黒川を航行する場合には、事前申請をお願いしています ◎

### 水上オートバイ以外の 動力船／非動力船

- 申請書を平成30年3月23日までに、下記に提出して下さい(持参または郵送)。
- 申請者には旗(動力船)、ステッカー(非動力船)を発行し、航行の際に掲示して頂きます。
- ※ なお、関東小型船安全協会に所属されている方は、関東小型船安全協会発行の旗を掲示することにより航行できます。

### 水上オートバイ

- 動力船／非動力船と同様に、申請書を平成30年3月23日までに下記に提出して下さい(持参または郵送)。
  - 申請者にはステッカーを発行し、航行の際に掲示して頂きます。
  - ※ なお、TPSP(東京湾・湾・河川 水上オートバイ安全航行推進プロジェクト)にて講習を受けた方または、関東小型船安全協会に所属している方は、TPSP ビブスを着用または、関東小型船安全協会発行のステッカーを掲示することにより航行できます。
- TPSP 事務局：電話 03-5661-7201、<http://www.tpsp.jp>  
関東小型船安全協会：電話 045-201-7754、<http://www.shoankyo.or.jp>

### 申請書提出先

品川区 防災まちづくり部 河川下水道課 水辺の係 (担当：大友、矢作)

住所：〒140-8715 東京都品川区広町 2-1-36 区役所第二庁舎 5階 電話：03-5742-6794

※申請書は品川区河川下水道課の窓口にて配布するほか、品川区役所のホームページ(下記)からもダウンロード可能です。  
<http://www.city.shinagawa.tokyo.jp>